

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡市は、福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡市長

公表日

令和1年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費助成に関する事務
②事務の概要	福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例及び福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則に基づき、ひとり親家庭等対象者の医療費の自己負担相当額(一部自己負担有)を助成する。当該事務では、資格に関する事務(対象者の認定、届出、助成期間の更新)及び給付に関する事務(医療費の算定)において特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	公費医療システム、統合宛名システム、中間サーバ、国民健康保険システム、業務共通基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親家庭等医療費助成関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条 【情報提供】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局生活福祉部保険医療課
②所属長の役職名	保険医療課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1 総務企画局 行政部 情報公開室 TEL092-711-4129 FAX092-733-5619
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 保健福祉局生活福祉部保険医療課 TEL092-711-4235 FAX092-733-5441

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	公費医療システム, 総合宛名システム, 中間サーバ	公費医療システム, 国民健康保険システム, 統合宛名システム, 中間サーバ	事後	重要な変更該当する項目でないため, 事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	Ⅲしきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年11月30日時点	平成29年4月30日時点	事後	重要な変更該当する項目でないため, 事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	Ⅲしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年11月30日時点	平成29年4月30日時点	事後	重要な変更該当する項目でないため, 事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	医療年金課長 島崎 直彦	医療年金課長 結城 康之	事後	人事異動に伴う記載内容の変更であり, 重要な変更該当する項目でないため, 事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年8月1日	Ⅲしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月30日時点	平成30年5月31日時点	事後	重要な変更該当する項目でないため, 事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年8月1日	Ⅲしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月30日時点	平成30年5月31日時点	事後	重要な変更該当する項目でないため, 事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	公費医療システム, 統合宛名システム, 中間サーバ, 国民健康保険システム	公費医療システム, 統合宛名システム, 中間サーバ, 国民健康保険システム, 業務共通基盤システム	事前	システム再構築に伴う変更。
平成31年3月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	医療年金課長 結城 康之	医療年金課長	事後	様式変更に伴う内容変更のため, 重大な変更当たらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月31日時点	平成31年1月31日時点	事後	重要な変更該当する項目ではないため, 事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月31日時点	平成31年1月31日時点	事後	重要な変更該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月1日	IV リスク対策	-	項目追加	事後	様式変更に伴う内容変更のため、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	①保健福祉局総務部医療年金課 ②医療年金課長	①保健福祉局生活福祉部保険医療課 ②保険医療課長	事後	組織再編に伴う組織名の変更であり、重要な変更該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 保健福祉局総務部医療年金課 TEL092-711-4235 FAX092-733-5441	〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 保健福祉局生活福祉部保険医療課 TEL092-711-4235 FAX092-733-5441	事後	組織再編に伴う組織名の変更であり、重要な変更該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年1月31日時点	平成31年4月30日時点	事後	重要な変更該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年1月31日時点	平成31年4月30日時点	事後	重要な変更該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない